

福知山市入札監視委員会（令和4年度 第2回）議事概要

開催日時及び場所	令和4年11月25日（金） 午後2時00分～午後4時15分 市民交流プラザふくちやま 市民交流スペース		
出席委員氏名（職業）	委員長 <small>おぎの</small> 萩野 <small>しんいち</small> 伸一（弁護士） 委員 <small>きくた</small> 菊田 <small>まなみ</small> 学美（行政書士・特定社会保険労務士） 委員 <small>よしだ</small> 吉田 <small>ちかくに</small> 周邦（公認会計士）		
議 事 概 要	議事 （1）令和4年度上半期の入札・契約の実施状況について （2）抽出工事に関する審議について （3）次回抽出委員については後日決定する		
審 議 対 象 期 間	令和4年4月 1日 ～ 令和4年 9月30日		
審 議 対 象 件 数	[工事]	109件	[委託役務業務] 8件
内 訳	公募型指名競争入札	3件	
	条件付一般競争入札	32件	
	指名競争入札	65件	
	随 意 契 約	9件	8件
抽 出 案 件 数		4件	1件
委員からの意見・質問 とそれに対する回答	意見・質問		回 答 等
	別紙のとおり		別紙のとおり
委員会意見の内容	○設計段階で十分な調査や協議を行い、工事の変更を減らすように努めること。 ○完成後のメンテナンス等が1者随契となるものについては、新築時の費用だけでなく、ランニングコストを意識した選択を行っていただきたい。 ○プロポーザルについて、募集時に十分な周知期間を設けていただきたい。		

別 紙

「1 議事（1）令和4年度上半期の入札・契約の実施状況について

意見・質問	回 答 等
○公募型指名競争入札の落札率について、令和4年度に比べて令和3年度上期の落札率が非常に高くなっているが理由は何か。	令和3年度は公募型指名競争入札が1件のみであり、この案件については応札者が1者しかなかったためその1者の応札額が落札率として示されている。
○工事発注の平準化により今期の工事発注件数が前年同期より増えているとのことであったが、年間の工事発注件数は昨年と同程度となる予定か。	令和4年4月段階で発表している工事発注見通しでは、昨年度とほぼ同様の予定である。

「2 議事（2）抽出工事に関する審議について」

1 消本第15号 京都府中・北部地域消防指令センター高機能消防指令システム設置工事

…公募型指名競争入札（JV方式）

意見・質問	回 答 等
○現在各市町で別々に運用している通信指令システムを福知山市で集中管理するシステムとのことだが、隣接する兵庫県や大阪からの救急要請を受信することはないのか	市町村消防の原則により他府県からの入電はないが、携帯電話については受けたアンテナの位置によって他府県から入電することがある。その場合、専用の回線を使用し管轄する消防本部へ転送をしている。
○入札辞退者の辞退理由は何か。また、工事内容について、各消防本部・消防署への機器設置及び既設システムの撤去となっているが、この中には福知山市以外の各市町の工事も含まれているか。	1点目の入札辞退について、2者とも予定価格内での応札が困難という事であった。 2点目の工事の内容について、契約金額には6消防に設置する機器、既設システム撤去の費用が含まれており、福知山市以外の市町の整備費用については負担金という形で福知山市に支払われることになっている。
○今回の入札の参加資格要件に地域についての要件はあるか。	本工事は代表構成員と構成員の2者からなる共同企業体での案件である。その中で、代表構成員については地域要件を設けず福知山市登録業者全ての中で市内業者ではA級にあたる経営審査の点数が690

	点以上を求めている。また、構成員の要件としては京都府内の本社若しくは本店、支店若しくは営業所としている。
--	--

2 子政第1号 三段池公園総合体育館内食堂リニューアル工事…条件付一般競争入札

意見・質問	回答等
○工事金額に対して変更額が大きい案件であるが、その主な理由としてアスベスト撤去があげられている。改修するにあたってアスベストが建材に含まれている可能性を認識していなかったのか。	本工事は市の技術職員が設計を担当しており、工事完成が急がれる案件であったためアスベスト調査を事前に行わず、工事の中で調査を行った。その結果アスベストの含有が確認されたため、工事内容の変更を行った。
○本来は事前にアスベスト調査を行い設計に反映すべきではないか。	可能な限り対応したい。
○変更額のうちアスベストに関する工事費用と煙感知器の交換にかかる費用の割合はどのようになっているか。	諸経費を抜いた直接工事費ベースで、アスベストの撤去費用が約 170 万円、煙感知器交換については約 15 万円となっている。
○適正な入札を確保するために、設計段階で、アスベストの調査や消防との協議を行っていただきたい。	設計から十分な精査を行っていきたい。
○12 者の応募があつて最終的に応札があつたのは 1 者のみとなっているが、ほかの 11 者の辞退理由は何か。	辞退された 11 者の内 1 者は現場代理人が配置できない、そのほか 10 者が予定価格内で応札できないため、となっている。
○本案件については、京都府の電子入札システムを利用して入札が実施されているが、電子入札システムを利用する案件としない案件といった振り分けはあるのか。	令和 2 年度までは設計額が 250 万円以下の案件は紙入札を行っていたが、令和 3 年度以降は 1 者随契を除く総ての案件を電子入札で行っている。

3 下水工第29号 (仮称) 福知山鉄道館ポッポランド整備に伴う管路移設工事

…指名競争入札

意見・質問	回答等
○本案件でも関係団体との協議による	事前の協議については一定行っているが、実際に

<p>変更が多く行われているが、工事に対して必要な協議や調査が行われたのか、発注前にチェックをしているのか。また、市としての取り組みは行っているのか。</p> <p>○最低制限価格未満での失格者が多くあるが、変更減となった価格であれば失格にならなかったのではないか</p>	<p>地中の配管を掘り出した際に、既設配管の状態から、掘削範囲や道路の復旧範囲が変更となる場合がある。</p> <p>工事の変更について、交通整理員について、設計段階で工法や場所に応じた人数の積算を行うが、施工にかかる人数や期間、安全管理の方法は落札者によって異なる部分があるため、施工業者が警察に通行制限を提出している。その中で変更を求められたり、地元要望による変更が生じる場合がある。</p> <p>先ほどのアスベスト調査に関しても、設計業務を別途コンサルタント業者に委託している場合には事前に調査を実施した上で積算をしている。</p> <p>ただ、設計図面と実際の建物の内容が改修等により異なっている場合があり、施工業者が仕上げ材を撤去した際に不可視部のアスベストが判明することもある。そういった時に作業員のアスベスト被ばくを防ぐため現場に入る際に、施工業者がアスベスト調査を実施することが令和4年4月から義務付けられたところである。その中で未確認のアスベスト含有建材の処分量が変更となる場合がある。</p> <p>当初の設計を基に予定価格が算出されており、その予定価格で適正に入札が行われた。結果的に変更減となったが影響は無いと考えている。</p>
--	--

4 市民第2号 福知山市斎場火葬炉設備改修工事…随意契約

意見・質問	回答等
○予定価格に対して契約額が大きく下がっているが理由は何か。	<p>特許を有しており他者では施工できない工事のため契約相手方からの見積をベースに設計を行っており、その直接工事費に積算基準に則って算出した共通費を足して設計を行っている。共通費の部分で差額が出たのではないか。</p>
○共通費とは具体的には何のことか。	<p>直接工事費に決められた掛け率を掛けたものである。</p>
○相手方からは共通費を抜いた見積り	<p>相手方の見積にも共通費が入っているが、その部</p>

<p>を採っているのか。</p> <p>○工事内容について、炉内台車7台分の交換とあるが炉は7基あるのか。また、炉内の内壁耐火材の交換について、どのような頻度で改修をしているのか。</p> <p>○火葬炉について、国内で製造されている業者はどれくらいあるのか。</p> <p>○入札の適正化の観点からいえば、1度機器を設置したのちに何十年にもわたって修繕等で随意契約が続くような案件については、当初にランニングコストも含めた検討を十分に行う必要があるのではないか。</p>	<p>分は抜いて直接工事費のみを採用し、共通費は別途積算をしている。</p> <p>本工事は公共建築工事当積算基準に則った形で積算を行っている。その中で共通費については工事費用に対して掛け率を掛けて算出することになっており、その中には現場事務所や会社の経費、法定福利費等が含まれている。当積算工事は下請け業者の数が多く経費がそれぞれにかかってくるが、今回は工種が少なく下請け業者の数が少ないため実際にかかる共通費が抑えられ、請負額が低かったのではないかと推察する。</p> <p>炉は5基で7台の台車のうち2台は予備である。年間約1,000件の火葬をしており台車が傷むことがあるので予備の台車を常に準備している。耐火材の交換については、概ね10年に1度1基につき約2,000万円かけて改修を行っている。今回は傷みの酷い部分のみを修繕した。</p> <p>全国的には受注者以外に4者あり、受注者とほか1者で国内のシェアの約8割を占めている</p> <p>御意見を参考に指導していきたい。</p>
--	--

5 令和4年度 河守・河西地区森林境界明確化業務…公募型プロポーザル方式

意見・質問	回答等
<p>○プロポーザルの過程について教えて欲しい。</p>	<p>公募型プロポーザルで業者の公募を行ったところ、2者の参加表明があり、2者とも参加資格有としたが、1者がその後辞退され提案があったのは1者のみとなった。その提案について、3名の外部有識者に評価をしていただき、受託者を選定した。</p>

○1 者のみの参加となり比較対象はなかったという事ですね。

業務内容としては森林所有者を明確化し、所有者に対して説明会を開催すること、測量を行って境界線を確定した上で所有者の確認を取ることという認識でよいか。その場合業務の進行状況はどのようにチェックしているのか。

○本業務で森林境界を確定した後は森林の管理を市が行うのか。民間が所有している森林の管理を市が行う事となれば大きなコストがかかるのではないのか。

○公募開始から参加表明書の提出期限まで1週間程度しか期間が無いが、それ以前にこういった公募がされることを広く知る機会はあるのか。

○プロポーザル案件に共通して言えることだが、応募者が少なく競争性があまり働いていないと思われる案件が多い。募集期間が短いことも応募者が少ない原因ではないか。

○特定の業種以外、一般に仕事を求めてホームページを閲覧する頻度はそう高くないのではないのか。入札への参加者を増やすためには、参加表明の期間をもう少し伸ばしても良いのではないのか。

森林所有者について発注者で調べたものを、ご指摘の業務内容を経て図面とする業務となる。最終的に作成されたカルテを発注者が森林所有者の同意を得て完成としており、その作業で業務の進行状況を確認している。

本業務に先立って行った別地区の業務では、所有者の意向調査を行い9割以上が市に管理を任せたいとの意向であった。林業事業者が森林管理を行う場合、国からの補助金があるため先行の地区では市の負担なしで林業事業者に再委託をすることが出来た。受託者が無い場合は市が森林環境譲与税を財源として森林の管理を行うことになる。

公募開始以前に一般に周知は行っていない。

プロポーザルについて、市の基準として公募開始から企画書の提出までの期間をおおむね1か月取ることとしている。その中で募集期間については発注部署の判断になるが、1週間から10日程度となるかと思う。募集期間についてはあくまで参加表明であるため十分な期間であると考えている。

今後の参考とさせていただく。